

都市鉄道等利便増進法施行規則（案）について

平成17年5月
国土交通省
鉄道局

．背景・目的

第162回国会において、都市鉄道等の利用者の利便を増進するため、都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号。以下「法」という。）が成立したところであります。

同法の規定に基づき、国土交通省令において規定することとされた所要の事項について、標記省令（以下「省令」という。）において規定するものです。

．概要

1 総則（法第1章関係）

法第2条に規定する大都市は三大都市圏及び政令指定都市とすることの他、同条に規定する駅附帯施設、駅周辺施設、速達性向上事業及び駅施設利用円滑化事業に関する詳細事項について規定することを検討しています。

2 速達性の向上（法第3章関係）

（1）整備構想及び営業構想に関する措置

法第4条に規定する整備構想又は営業構想に関して、構想の認定申請書の様式、認定した構想の公表の方法は官報等によること等について規定することを検討しています。

（2）速達性向上計画に関する措置

法第5条に規定する速達性向上計画に関して、計画の認定申請書の様式、省令に規定する計画の記載事項は駅施設の管理の方法等であること等について規定することを検討しています。

3 交通結節機能の高度化（法第4章関係）

（1）交通結節機能高度化構想等に関する措置

法第12条に規定する交通結節機能高度化構想に関して、構想の同意協議書の様式等を、法第13条に規定する協議会に関して、協議会の組織の公表は都道府県の公報等によること等について規定することを検討しています。

（2）交通結節機能高度化計画に関する措置

法第14条に規定する交通結節機能高度化計画に関して、計画の認定申請書の様式、省令に規定する計画の記載事項は駅施設の管理の方法等であること等について規定することを検討しています。

4 雑則（法第5章関係）

法第27条に規定する権限の委任等に関する事項について規定することを検討しています。

．今後のスケジュール（予定）

公布：6月17日（金）

施行：法の施行の日